

役員選任決議の瑕疵連鎖と訴えの利益

【文 献 種 別】 判決／最高裁判所第一小法廷

【裁判年月日】 令和 2 年 9 月 3 日

【事 件 番 号】 平成 31 年（受）第 558 号

【事 件 名】 総会決議無効確認等請求事件

【裁 判 結 果】 破棄差戻し

【参 照 法 令】 中小企業等協同組合法 54 条、会社法 831 条 1 項 1 号

【掲 載 誌】 裁時 1751 号 1 頁

◆ LEX/DB 文献番号 25571033

駒澤大学准教授 三浦康平

事実の概要

1 Y（被上诉人）は中小企業等協同組合法（「中協法」）に基づき設立された事業協同組合であり、X（上诉人）はYの組合員である。

2 (1) 平成 28 年 5 月 16 日開催のY 通常総会において、理事および監事を選出する選挙が行われた（「先行選挙」）。

(2) 先行選挙で選出された理事によって構成される理事会の招集決定に基づき、同理事会選出の代表理事（理事長）が招集して、平成 30 年 5 月 28 日、Y 通常総会が開催された。同総会においては、先行選挙で選出された理事および監事全員が任期満了により退任したとして、理事および監事を選出する選挙が行われた（「後行選挙」）。

(3) Xは、平成 28 年 8 月 12 日、中協法 54 条が準用する会社法 831 条 1 項 1 号に基づき、先行選挙の取消しを求める訴えを提起し（この訴えに係る請求を「本件取消請求」という）、平成 30 年 7 月 26 日、先行選挙中理事選出選挙部分（「本件選挙 1」）が取り消されるべきものであることを理由とする後行選挙の不存在確認請求（「本件不存在確認請求」）を追加した。

3 原審は、大要次のとおり判断して、本件取消請求および本件不存在確認請求に係る訴えを却下した。本件取消請求に係る訴えの係属中に、先行選挙で選出された理事および監事全員が任期満了により退任し、その後に行われた後行選挙で理事および監事が新たに選出されたのであるから、

特別の事情のない限り、本件取消請求に係る訴えの利益は消滅する。本件取消請求を認容する判決が確定するまでは本件選挙 1 は有効とされるのであって、本件選挙 1 が取り消されるべきものであるか否かにかかわらず事実審口頭弁論終結時点で後行選挙は適法であったのであるから、本件選挙 1 の取消しを求める訴えの利益があるとはいえない。そして、上記特別の事情もないから、本件取消請求に係る訴えは、訴えの利益を欠き不適法である。また、本件不存在確認請求に係る訴えは、過去の法律関係の不存在について停止条件付きで確認を求める訴えであって、不適法である。X 上告。

判決の要旨

破棄差戻し。

1 (1) 「事業協同組合の理事を選出する選挙の取消しを求める訴えの係属中に、後行の選挙が行われ、新たに理事又は監事が選出された場合であっても、理事を選出する先行の選挙を取り消す旨の判決が確定したときは、先行の選挙は初めから無効であったものとみなされるのであるから、その選挙で選出された理事によって構成される理事会がした招集決定に基づき同理事会で選出された代表理事が招集した総会において行われた新たに理事又は監事を選出する後行の選挙は、いわゆる全員出席総会においてされたなどの特段の事情がない限り、瑕疵があるものといわざるを得ない〔筆者注：ここで後掲最判平成 2 年・最判平成 11 年を参照先例として挙げる〕」。

(2) 「そして、上記の取消しを求める訴えのような形成の訴えは、訴え提起後の事情の変化により取消しを求める実益がなくなって訴えの利益が消滅する場合があるものの、上記の取消しを求める訴えと併合された訴えにおいて、後行の選挙について上記の瑕疵が主張されている場合には、理事を選出する先行の選挙が取り消されるべきものであるか否かが後行の選挙の効力の先決問題となり、その判断をすることが不可欠であって、先行の選挙の取消しを求める実益があるというべきである」。

(3) 「そうすると、事業協同組合の理事を選出する選挙の取消しを求める訴えに、同選挙が取り消されるべきものであることを理由として後任理事又は監事を選出する後行の選挙の効力を争う訴えが併合されている場合には、上記特段の事情がない限り、先行の選挙の取消しを求める訴えの利益は消滅しないものと解するのが相当である」。

2 「これを本件についてみると、本件選挙1の取消しを求める訴えに、本件選挙1が取り消されるべきものであることを理由とする」本件不存在確認請求に係る訴えが併合されており「上記特段の事情はうかがわれない」。本件不存在確認請求に係る訴えは不違法ではない。よって本件選挙1の取消しを求める訴えの利益が消滅したとはいえない。

判例の解説

一 本判決は、瑕疵連鎖肯定（とおそらく役員選任決議取消判決の遡及効）を前提に、後行決議（後行選挙）の不存在確認の訴えと併合してされた先行決議（先行選挙）の取消請求につき訴えの利益を認めた点に意義を有する。本判決は事業協同組合¹⁾に関するものであるが、会社法上も以上のような意義を有する。本判決と先例との関係は議論になるだろう。株主総会決議の効力を争う訴えは「会社訴訟の中で多数を占める訴訟類型」で、特に決議取消しと不存在確認の訴えは非常に多いようであること²⁾から、本判決は実務上も重要な意義を有する。本判決は民事訴訟法上も意義を有するものと思われるが、省略する。

二 本稿執筆時点では、本判決の事案の詳細

(Xの属性、組合員数、役員数、先行決議以前の役員選任状況、総会招集決定前後の事情、従前の総会開催状況、紛争に至る経緯等)や上告受理申立理由は不明である。特に、X主張の取消原因は不明である。そのため、以下では事案そのものの検討ではなく、株主総会決議のうち役員選任決議の瑕疵連鎖と訴えの利益に関する一般的な議論に焦点をあてる（事業協同組合については省略）。なお瑕疵連鎖は「先行決議の瑕疵が後行決議の効力にも影響を及ぼす」の意味で使用する³⁾。

三 近時、本判決の論点について判断した下級審事例はあったが、最高裁がこの論点を判断した意義は大きい。今後は原審のような理由で訴えを却下することはできず、訴訟戦略にも影響を与えるものと思われる（取締役の任期を延長している株式会社の場合（会社法 332 条 2 項）には後行決議がなされる前に先行決議に関する訴訟は終了している可能性がある（臨時総会がある場合は別論である）。そのため、役員選任決議の瑕疵連鎖は、任期を延長していない（できない）株式会社と、会社法を準用している各種団体・組合（役員任期が短い場合）で問題となりうる）。

四 1 役員選任決議取消しの訴えに係る訴えの利益については、最判昭 45・4・2（民集 24 巻 4 号 223 頁。「最判昭和 45 年」）がある。すなわち、形成の訴えは、法律の要件をみたま限り、訴えの利益は存するが、その後の事情の変化により、その利益を欠くに至る場合がある。株主総会決議取消しの訴えは形成の訴えであるが、役員選任決議取消しの訴えが係属中、その決議に基づいて選任された取締役ら役員がすべて任期満了により退任し、その後の株主総会決議によって取締役ら役員が新たに選任され、その結果、取消しを求める選任決議に基づく取締役ら役員がもはや現存しなくなったときは、特別の事情のない限り、訴えの利益を欠くとした。なお、最判昭和 45 年は後行決議を争った事案ではなかったと思われる⁴⁾。その後、最判平 2・4・17（民集 44 巻 3 号 526 頁。「最判平成 2 年」）は、取締役選任の先行決議が不存在である場合、特段の事情がない限りその後の取締役選任決議も連鎖的に不存在となるとの解釈を示し、この最判平成 2 年を前提に、最判平 11・3・25（民集 53 巻 3 号 580 頁。「最判平成 11 年」）は、

役員選任決議の不存在確認「訴訟の係属中に、後の株主総会決議が適法に行われ、新たに取締役等が選任されたときは、特別の事情のない限り、先の株主総会決議の不存在確認を求める訴えの利益は消滅する」。「しかし、取締役を選任する先の株主総会の決議が存在するものとはいえない場合においては、その総会で選任されたと称する取締役によって構成される取締役会の招集決定に基づき右取締役会で選任された代表取締役が招集した後の株主総会において新たに取締役を選任する決議がなされたとしても、その決議は、いわゆる全員出席総会においてされたなどの特段の事情がない限り、法律上存在しないものといわざるを得ない」。「瑕疵が継続すると主張されている場合においては、後行決議の存否を決するためには先行決議の存否が先決問題となり、その判断をすることが不可欠である。先行決議と後行決議がこのような関係にある場合において、先行決議の不存在確認を求める訴えに後行決議の不存在確認を求める訴えが併合されているときは、後者について確認の利益があることはもとより、前者についても、民訴法 145 条 1 項の法意に照らし、当然に確認の利益が存するものとして、決議の存否の判断に既判力を及ぼし、紛争の根源を断つことができるものと解すべきである」と述べた。

2 最判平成 2 年と最判平成 11 年は先行決議が不存在の場合に関するものであり⁵⁾、先行決議に取消事由があると主張されている本判決とは異なる。ただし、計算書類承認決議の取消しについては、瑕疵連鎖を認めた最判昭 58・6・7（民集 37 卷 5 号 517 頁。「最判昭和 58 年」）があった。形式論としては、取消しの訴えと不存在確認の訴えは異なるが、両者の限界は微妙で⁶⁾、「程度問題」⁷⁾であり、実際の運用としては「連続性が強い」⁸⁾ことは指摘されていた。そのため、役員選任決議について「先行決議に取消事由があるにとどまる場合であっても、取消判決が確定すれば、その効力は遡及する結果、先行決議の取消しにより瑕疵連鎖が生じうることは、先行決議が不存在の場合と変わりがない」との考えが既に示されていたところである⁹⁾。

近時の下級審では、役員選任先行決議の取消しを争う訴訟提起後に後行決議の不存在確認の訴えがなされ、これらの弁論が併合された事案におい

て、先行する取消訴訟の訴えの利益を認めたものがある。森林組合の事例であるが、那覇地判平 29・12・22（平成 26 年（ワ）第 116 号。LEX/DB25549376。ただし取消しの請求は予備的請求）や東京高判平 30・9・12（金判 1553 号 17 頁）などである（ただし先行決議に取締役解任も含む）¹⁰⁾。後者では、先行決議の訴訟方式の違いを念頭に置きつつ、当該事件においても最判平成 11 年「の理は同様に妥当する」と述べる（控訴審が支持し、引用する原判決の表現。上記金判 34 頁）。他方那覇地判は、先行決議が取り消される可能性があるとしても直ちに後行決議が法律上不存在となるわけではないから、先行決議取消しの訴えに後行決議不存在確認の訴えが併合されていたとしても、「そのことのみによって訴えの利益が認められるわけではな」いが、理事の任期満了でその取消しを争えなくなることは「一律に正当化されるということとはできない」とした上で、瑕疵連鎖肯定によって「森林組合の内部的又は対外的関係が錯綜し、それを一挙的・抜本的に解決すべき必要性が具体的に主張されているときには」先行決議に係る取消請求の訴えの利益は消滅しないとした。

これらの学説・裁判例においては、訴えの利益を肯定することが実質的に紛争解決に寄与するかどうかという視点があるように思われ、最判平成 11 年が「紛争の根源を断つことができる」ことを確認の利益を認める根拠として挙げていたことと共通するものがある。最判昭和 45 年は、（立証責任と制度趣旨を述べた部分を除けば）訴えの利益の一般的な考え方からは素直な解釈といえるが、最判平成 11 年の紛争解決的視点は読み取れず、形式論で処理した印象を与えてしまう。

3 本判決は、先行する訴えが係属中（取消判決が確定していない）であっても先行決議の取消しが先決問題とした点も特徴的である。上記那覇地判が、先行決議取消可能性があるとしても直ちに後行決議が法律上不存在となるわけではないから、先行決議取消しが先決問題となるとはいえないとした（本判決原審も同旨か）のとは異なる。本判決には後行決議否定に重点があり、そのためには先行決議の取消しが必要であるという問題意識¹¹⁾があるのかもしれない（もっとも上記那覇地判も訴えの利益を認めた）。あるいは、訴えの利益を肯定してしまうと本案で先行決議に瑕疵がない

ことが判明しても、そこから先行決議の効力を争う訴えの利益を否定することはできないという問題¹²⁾に対する意識の違いか。

4 最判昭和45年とその後の最高裁判決との関係をどう考えるか。決議取消しの訴えと不存在確認の訴えという訴訟形式の違いで説明されることも少なくないが¹³⁾、最判昭和45年は「最判昭和58年と最判平成11年により、実質的に変更されたと見る余地」を指摘するものもある¹⁴⁾。上記那覇地判は最判昭和45年を前提に、同判決中の「特別の事情」を検討するという構成をとっており、同じ構成の学説もある¹⁵⁾。一部学説が指摘するように¹⁶⁾、最判昭和45年は瑕疵連鎖については何も述べておらず、遡及効の当時の議論状況を考えると、形式論としては最判昭和45年をベースに瑕疵連鎖肯定の最判を付加し、そして遡及効肯定を前提として、実質論としてこれに最判平成11年の紛争解決志向を加えたのが本判決という整理も可能だろうか。

5 訴えの利益がないことによる訴訟終結は、結果として、瑕疵連鎖がある現状を肯定してしまい、会社の法令違反是正機会を奪うことになるし、そのような状況の作出により会社支配が可能になってしまう¹⁷⁾。総会決議の瑕疵を争う訴訟制度はこれを是正する機会を与えるものであるとの立場からは、本判決の方向性は望ましいものと考えられることになるだろう¹⁸⁾。

五 先行決議の取消訴訟の訴えの利益は後行決議の効力を争う訴訟提起が要件か¹⁹⁾、訴えの併合は要件かという論点は省略する²⁰⁾。

●—注

- 1) 中協法では理事と監事の任期の定めは異なっているが(中協法36条1項2項)、本件では監事の任期を理事の任期と同一にしているものと思われる。
- 2) 垣内正編『会社訴訟の基礎』(商事法務、2013年)136頁、146頁[岩井直幸]。
- 3) 田中亘『会社法〔第2版〕』(東京大学出版会、2018年)203頁。
- 4) なお、最判昭和45年原審によれば、後行株主総会によって選任された役員は先行株主総会決議によって選任された役員と同一である。
- 5) なお、中協法上の選挙不存在連鎖については最判平5・

- 3・2民集47巻4号2833頁も参照。
- 6) 江頭憲治郎『株式会社法〔第7版〕』(有斐閣、2017年)377頁。
- 7) 田中・前掲注3)199頁。
- 8) 伊藤靖史ほか『会社法〔第4版〕』(有斐閣、2018年)168頁[松井秀征]。
- 9) 田中・前掲注3)203頁。同「判批」ジュリ1551号(2020年)104～105頁も参照。同旨、吉本健一「東京高判平成30年判批」金判1577号(2019年)5頁、受川環大「東京高判平成30年判批」リマークス59号(2019年)84～85頁。東京地方裁判所商事研究会編『類型別会社訴訟I〔第3版〕』(判例タイムズ社、2011年)381頁も参照。なお、吉本・前掲5頁は先行決議の不存在は後行決議不存在確認の訴えにおいて主張することができるから、むしろ先行決議取消しの訴えの場合の方が訴えの利益を認める必要性は高いとする。
- 10) 後行決議を争ったものではないが、後行決議によって先行決議の取消訴訟の訴えの利益は消滅しないとしたものとして金沢地判平31・2・19(平成29年(ワ)第304号)があるようである(田中・前掲注9)の評釈対象事例)。
- 11) 吉本・前掲注9)5頁参照。
- 12) 吉本・前掲注9)6頁。
- 13) 吉本・前掲注9)6頁注12参照。
- 14) 吉本・前掲注9)4頁。ただし吉本評釈自体は最判昭和45年を再構成して、整合する説明を試みている。
- 15) 野田博「最判昭和45年判批」岩原紳作ほか編『会社法判例百選〔第3版〕』(有斐閣、2016年)81頁、田中・前掲注3)204頁。
- 16) 判決当時、取消判決に遡及効を認めることについては議論があったことを考えると、遡及効による影響を抑えるために、後行決議の時点で先行決議は有効だったから、後行決議には瑕疵がないという考え方をとったのではないかと考えることもできる。高橋美加ほか『会社法〔第2版〕』(弘文堂、2018年)148頁[久保大作]。また、上原敏夫「最判平成11年判批」判時1691号(判評491号)(2000年)207頁も参照。
- 17) 上原・前掲注16)207頁。
- 18) 先行決議に係る瑕疵の程度や事情にかかわらず常に訴えの利益が認められるかどうかは本判決からは明らかでない。
- 19) 吉本・前掲注9)5頁は後行決議の瑕疵を争う訴訟を提起していることを要求する。反対、田中・前掲注9)105頁。
- 20) 吉本・前掲注9)5頁と受川・前掲注9)84～85頁、八木一洋「最判平成11年調査官解説」曹時52巻8号(2000年)2510頁以下を参照。酒井一「東京高判平成30年判批」法教462号(2019年)155頁も参照。

* 校正時に、高橋美加ほか『会社法〔第3版〕』(弘文堂、2020年)156頁以下[久保大作]に接した。